

岡田事務所通信

令和5年3月号(第211号)

社会保険労務士法人岡田事務所
〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号
TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604
E-mail : support@office-okada.jp
URL : <http://www.office-okada.jp/>

健康保険料率、介護保険料率が変更になります

協会けんぽ北海道支部の健康保険料率が令和5年3月分より現行の10.39%から10.29%へ引き下げられます。又、介護保険料率(全国一律)については現行の1.64%から1.82%へ引き上げられます。なお今回の改定による協会けんぽの(新)健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分(4月支払給与から控除分)からの適用となります。

※ 被保険者ごとの保険料控除額については弊社より追ってお知らせ致します。

2022年の実質賃金0.9%減 給与2.1%増も物価高を下回る

厚生労働省が発表した2022年の毎月勤労統計調査によりますと、物価の影響を考慮した実質賃金は前年比0.9%減で2年ぶりのマイナスとなりました。賃金の実質水準を算出する指標となる物価が3.0%上昇と賃金の伸びを上回り、賃金上昇が物価高に追いつかない状況を反映した形です。

名目賃金にあたる1人当たりの現金給与総額は月平均32万6157円で前年比2.1%増となり、伸び率は1991年以来となる31年ぶりの大きさでした。新型コロナウイルス禍から経済再開へと進み、賞与の支給が大きく伸びています。

給与総額のうち基本給にあたる所定内給与は1.2%増、残業代などの所定外給与は5.0%増でした。賞与を含む特別に支払われた給与は5.1%増と大きく伸びました。就業形態別にみると、正社員など一般労働者の給与総額は2.3%増、パートタイム労働者は2.6%増でした。

給与総額を指数(20年=100)で見ると、22年は102.4とコロナ禍前の19年(101.2)を上回り、08年以来の高い水準となっており、総実労働時間は前年比0.1%増の136.2時間でした。

道内外国人労働者2万7000人 帯広は2392人で札幌に次ぐ多さ

北海道労働局は、外国人雇用の届出状況(2022年10月末時点)をまとめました。道内の外国人労働者数は、2万7813人と前年に比べ11.1%増加し、過去最多を更新しました。2021年は新型コロナウイルスの流行による国の入国制限で減少に転じていましたが、22年は制限が緩和されたことから一転、増加しました。このうち、帯広公共職業安定所管内は2392人となり、地域別で見ると、札幌に次いで多くなりました。

外国人を雇用する道内の事業所数は、前年比5.5%増の6168カ所で国籍別ではベトナムが最も多く全体の35.6%となり、次いで中国19.4%、インドネシアが7.4%でした。産業別の外国人労働者数は、製造業が最も多く26.5%となりました。

公共職業安定所別の外国人労働者数は、札幌3856人(構成比13.9%)、札幌北2914人(同10.5%)、札幌東2787人(同10%)と上位3地点が札幌市内となり、次いで、帯広、函館、旭川の順に多くなりました。(帯広構成比8.6%) 事業所規模別では、外国人を雇用する事業所数、外国人労働者数ともに「30人未満の事業所」が最も多く、いずれも4割を超えました。



- タウシュベツ川橋梁 -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【時間外・休日労働に関する協定(36協定)】

36協定とは使用者と労働者の間で締結する協定で、この協定を労働基準監督署に届け出ることにより労働者に対し、時間外労働・休日労働を適法に行わせる事ができます。協定書には時間外・休日労働を行わせる理由、延長できる時間や労働させることのできる休日数等を定めます。延長できる時間は建設業や自動車運転業務等の経過措置として適用除外の事業等を除いては、原則一定期間ごとに上限が定められており、その範囲内で時間数等を定めることとなります。ただし、例外的に一定要件を満たした特別条項を定めることにより通常定められた上限以上の上限時間を設定することも可能となっています。

事務所より

少しずつ寒さが緩み、日中は気温が上がる日も増えてきた十勝ですが、この時期雪解け水で道路が水浸しの光景もよく見えますね。車で移動する際も大きな水たまりの中を走ることがあり、水はねによる車の汚れが気になるのもこの時期ですね。ただ、洗車をしてはまたすぐ汚れるのではと考え、洗車をするタイミングが分からないのがこの時期の悩みでもあります・・・。

与信管理等を主業務とするリスクモンスターが行った「若手社員の仕事・会社に対する満足度」調査によりみると、入社3年以内の新入社員の47.5%が3年以内の退職を意識し、そのうち54%が「1年後には勤務し続けていないと思う」と回答したとの結果が出ました。中小企業において人手不足が深刻化する中、新入社員の意識がこのような調査結果のような状況ですと、新卒採用を躊躇するケースも増加することが予想されます。中途採用者も含め、人材の採用に力を入れるのはもちろんですが、その後の定着率の向上が今後の会社経営において大きなテーマとなってきていることは間違いありません。定着率を向上させるためには給与や休暇等の待遇の充実の他に仕事のやりがいやキャリアアップについても重要視されていることから、会社側としては決して簡単ではありませんが、時代のニーズに合わせた労務管理が求められていると思います。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

年度替わりを控え、時間外労働・休日労働の協定届（36協定）の準備を行っております。事業所と労働者代表の方の署名・押印等をご依頼させていただいておりますので、よろしくご依頼致します。36協定につきましては、労働者代表者の選任についてチェックボックスが設けられておりますので、こちらをご確認の上、協定を締結していただきますよう、よろしくお願い致します。

